

大分県報

令和四年
五月十三日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則……………1
大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………11

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第6号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する事務の部の第75条第3項の項を削り、同部の第180条の4第2項の項の次に次のように加える。

第199条第11項	監査結果報告のうち公安委員会において特に措置を講ずる必要がある事項についての勧告の受理
第199条第15項	勧告に基づく必要な措置及び当該措置の内容の監査委員への通知

別表の警察法（昭和29年法律第162号）に規定する事務の部中「第79条第2項」を「第79条第3項」に改める。

別表の道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務の部の第4条第1項の項中

「第49条第1項、」を「第49条第1項並びに」に改め、同部の第75条の2第3項において準用する第75条第4項の項中「使用制限」を「自動車の使用制限命令」に改め、同部中

「第104条の2の3
第3項

臨時適性検査に係る免許の取消し

を

「第104条の2の3
第3項

臨時適性検査等の不受検等を理由とする免許の取消し

「第104条の2の3
第5項において準用する第103条第3項

聴聞を行う免許の効力の停止に係る期間の定め

に改め、同部の第104条

の2の3第5項において準用する第103条第4項の項の次に次のように加える。

第104条の2の4 第1項	特例取得免許の取消し
第104条の2の4 第2項	特例取得免許の取消し

別表の道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務の部中「第107条の5第4項」の次に「において準用する第104条第1項」を加え、「第107条の5第9項において準用する第103条第4項」を「第107条の5第9項において準用する第103条第3項」に、「第108条の3の3第1項」を「第108条の3の4第1項」に改め、同部の第108条の32の2第1項の項及び第108条の32の2第5項の項中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同項の次に次のように加える。

第108条の32の3 第1項	運転免許取得者等検査の認定
第108条の32の3 第2項において準用する第108条の32の2第5項	運転免許取得者等検査の認定の取消し

別表の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に規定する事務の部に次のように加える。

第32条の7第2号	大型自動車の運転に必要な適性に関する教習課程の指定	
第32条の8第2号	中型自動車の運転に必要な適性に関する教習課程の指定	
第34条第2項	大型自動車の運転に必要な技能に関する教習課程の指定	
第34条第4項	中型自動車の運転に必要な技能に関する教習課程の指定	
第34条第5項	旅客自動車の運転に必要な適性に関する教習課程の指定	
第34条第7項	旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習課程の指定	
第34条第8項	牽引自動車の運転に必要な適性に関する教習課程の指定	
第34条第10項	牽引自動車の運転に必要な技能に関する教習課程の指定	

別表中

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）に規定する事務	第13条	フレキシブルデバイスによる手続の定め
--	------	--------------------

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）に規定する事務	第4条第2項第4号	運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定
	第13条	電磁的記録媒体による手続の定め
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家	第9条第1項	特例教習課程の指定の取消し

を

公安委規則第4号）に規定する事務	第4条第1項第4号	運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）に規定する事務	第4条第2項第4号	運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定
	第14条	電磁的記録媒体による手続の定め

改める。

別表に次のように加える。

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）に規定する事務	第34条の2第3項	運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定の取消し
	第34条の4第3項	運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定の取消し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

大分県公安委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第7号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

「第8章 講習の実施（第27条―第33条の6）
 目次中 第9章 運転免許取得者教育の認定申請等（第34条）」を 第9章 運転免許取得者等教育の認定申請等（第34条・第34条の2）に改める。

「第8章 講習の実施（第27条―第33条の4）
 取得者等教育の認定申請等（第34条・第34条の2）」を 第9章の2 運転

<p>免許取得者等検査の認定申請等（第34条の3・第34条の4）」</p> <p>第3条第1項第4号エ(中)「同条第2項」を「同条第3項」に改める。</p> <p>第21条第1項中「第32条の3第1項、同条第2項」を「第32条の2第1項第2号、同条第2項第2号、同条第3項」に、「第97条の2第2項」を「第97条の2第3項」に改める。</p> <p>第22条の3中「（大分県杵築日出警察署にあつては杵築幹部交番を、大分県臼杵津久見警察署にあつては津久見幹部交番を、それぞれ含む。次条、第24条の3及び第24条の4において同じ。）」を削り、同条を第22条の5とし、第22条の2の次に次の2条を加える。</p> <p>（免許の条件の変更等）</p> <p>第22条の3 法第91条の規定により免許に自動車等を運転するについて必要な条件を付された者で、当該条件の変更又は解除を受けようとするものは、次に掲げる場合を除き、免許条件変更・解除申請書（第17号様式の2）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 同時に法第89条第1項の規定により免許を受けようとする場合</p> <p>(2) 同時に法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新を受けようとする場合</p> <p>(3) 公安委員会から法第102条第5項の規定による臨時適性検査に係る通知を受けている場合</p> <p>2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる免許の条件の変更又は解除の事由に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において行わなければならない。</p> <p>(1) 身体の障害に関するもの（大分県運転免許センターにおいて、安全運転相談（一定の病気、身体の障害及びアルコール等の中毒を有する者の運転免許の取得、更新等に関する相談をいう。）を行う必要のあるものに限る。） 大分県運転免許センター</p> <p>(2) 前号に規定する事由以外の事由 大分県運転免許センター又は警察署（大分県杵築日出警察署にあつては杵築幹部交番を、大分県臼杵津久見警察署にあつては津久見幹部交番を含む。次条、第22条の5、第23条、第24条の3及び第24条の4において同じ。）</p> <p>（申請による免許の条件の付与等）</p> <p>第22条の4 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与の申請は、大分県運転免許センター又は警察署において、同項の規定による免許の条件の変更の申請は大分県運転免許センターにおいて行わなければならない。</p> <p>第23条中第2項を削り、第3項を第2項とする。</p> <p>第23条の6を第23条の7とし、第23条の5の次に次の1条を加える。</p> <p>（運転技能検査）</p> <p>第23条の6 法第101条の4第3項の規定により運転技能検査（法第97条の2第1項第3号</p>	<p>イに規定する運転技能検査をいう。）を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（第18号様式の2）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>第22条第2項中「命令は、」を「命令は」に改め、「診断書提出命令書」の次に「（認知症診断）」を、「により」の次に「、同条第4項に規定する医師の診断書を提出すべき旨の命令は診断書提出命令書（認知症診断以外）（第20号様式の1の4）により」を加える。</p> <p>第24条の2第2項中「第20号様式の3」を「認知症診断以外」に改める。</p> <p>第24条の3第2項中「第20号様式の4」を「第20号様式の3」に改める。</p> <p>第24条の4第2項中「第20号様式の5」を「第20号様式の4」に改める。</p> <p>第26条第1項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改める。</p> <p>第28条の5の見出し中「及び中型旅客車講習」を「、中型旅客車講習及び普通旅客車講習」に改める。</p> <p>第29条の2第1項中「第38条第11項第1号」を「第38条第10項第1号」に改める。</p> <p>第32条の2第1項中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に、「第27号様式の6」を「第27号様式の8」に改め、同条第2項中「第27号様式の7」を「第27号様式の9」に改め、同条を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。</p> <p>（若年運転者講習）</p> <p>第32条の2 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする者は、若年運転者講習受講申請書（第27号様式の6）を公安委員会又は指定講習機関に提出しなければならない。</p> <p>2 公安委員会又は指定講習機関は、前項の講習を終了した受講者に対し、講習終了証明書（第27号様式の7）を交付するものとする。</p> <p>第33条の2の見出し中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同条中「運転免許取得者教育（令）」を「運転免許取得者等教育（令）」に、「掲げる」を「規定する」に、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に、「運転免許取得者教育（更新時講習同等）受講申請書」を「運転免許取得者等教育（更新時講習同等）受講申請書」に改める。</p> <p>第33条の3を削る。</p> <p>第33条の4の見出し中「（通常）」を削り、同条第1項中「第2条第1項第1号の表の2の項に掲げる者及び同条第1項第2号の表の2の項に掲げる者に対する」を「第1条に規定する基準に適合する」に改め、同条第2項中「特定任意高齢者講習受講申請書」の次に「（第28号様式の3）」を加え、同条を第33条の3とする。</p> <p>第33条の5の見出し中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同条</p>
---	--

中「運転免許取得者教育（令）」を「運転免許取得者等教育（令）」に、「掲げる」を「規定する」に、「運転免許取得者教育を」を「運転免許取得者等教育を」に、「運転免許取得者教育（高齢者講習同等）受講申出書」を「運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）受講申出書」に改め、同条を第33条の4とする。

第33条の6を削る。

「第9章 運転免許取得者教育の認定申請等」を「第9章 運転免許取得者等教育の認定申請等」に改める。

第34条の見出し中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同条第1項中「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定申請書」に改め、同条第2項中「受けた者に対し」を「したときは」に、「運転免許取得者教育認定書」を「運転免許取得者等教育認定書」に改め、同条に次の2項を加える。

3 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しをしたときは、運転免許取得者等教育認定取消通知書（第31号様式）を交付するものとする。

4 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）第7条第1項の規定による変更の届出をしようとする者は、運転免許取得者等教育変更届出書（第32号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）を行う者の指定申請等）

第34条の2 認定教育規則第4条第2項第4号に規定する指定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）指定申請書（第33号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）指定書（第34号様式）を交付するものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を受けた者が認定教育規則第4条第2項第4号に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、公安委員会は、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）指定取消通知書（第35号様式）を交付するものとする。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 運転免許取得者等検査の認定申請等

（運転免許取得者等検査の認定申請等）

第34条の3 法第108条の32の3第1項の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書（第36号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の認定をしたときは、運転免許取得者等検査認定書（第37号様式）を交付するものとする。

3 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しをしたときは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（第38号様式）を交付するものとする。

4 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第8条第1項の規定による変更の届出をしようとする者は、運転免許取得者等検査変更届出書（第39号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

（運転免許取得者等検査を行う者の指定申請等）

第34条の4 認定検査規則第4条第1項第4号又は第2項第4号に規定する指定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査指定申請書（第40号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、運転免許取得者等検査指定書（第41号様式）を交付するものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を受けた者が認定検査規則第4条第1項第4号又は第2項第4号に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、公安委員会は、運転免許取得者等検査指定取消通知書（第42号様式）を交付するものとする。

第16号様式の2を削る。
第17号様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式の2 (第22条の3関係)

免許条件変更・解除申請書		年 月 日
大分県公安委員会 殿		
フリガナ		
氏名		
生年月日	年 月 日	
連絡先		
記載事項変更の有無	有 ・ 無	
変更又は解除を受けようとする免許の条件		
資 料 区 分	58	処 理 区 分
登 録 年 月 日	年 月 日	1 即日 2 非即日
免許の条件コード		
(表面)	適性検査結果	
(裏面)		
免許証の写し		

備考 申請者は、太枠内のみ記入すること。

第18号様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙をはり付ける」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付ける」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

令和四年五月十三日

大分県報号外(公安委規則)

第18号様式の2（第23条の6関係）

運転技能検査受検申請書 年 月 日	
大分県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏 名 生年月日	
道路交通法第101条の4第3項の規定により運転技能検査を受検したいので申請します。	
受 検 日	
受 検 場 所	
備 考	
手 数 料	

備考 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第19号様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。
 第20号様式中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認知症のおそれがある」に改め、同様式の備考を削る。
 第20号様式の1の3中「診断書提出命令書」を「診断書提出命令書（認知症診断）」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認知症のおそれがある」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第20号様式の1の4 (第24条、第24条の2関係)

診断書提出命令書 (認知症診断以外)

指令 () 第 号
年 月 日

住所 殿

大分県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許の処分を受けます。

記

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日
その他必要な事項	
備考	

第20号様式の3を削る。

第20号様式の4を第20号様式の3とし、第20号様式の5を第20号様式の4とする。

第21号様式の備考2中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第22号様式中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改め、同様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙をはり付ける」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付ける」に改める。

第22号様式の2中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改める。

第23号様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第24号様式の2の備考3中「手数料欄に大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第25号様式の備考及び第25様式の2の備考2中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第25号様式の3の備考2、第25号様式の4の備考及び第25号様式の5の備考2中「手数料欄には、大分県収入証紙をはり付ける」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付ける」に改める。

第25号様式の6の備考2中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第26号様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙をはり付ける」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付ける」に改める。

第27号様式の2の備考2を次のように改める。

2 初心運転者講習通知手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第27号様式の4中

講習区分	<input type="checkbox"/> 道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の1の項に掲げる講習 <input type="checkbox"/> 道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の2の項に掲げる講習 <input type="checkbox"/> 道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の3の項に掲げる講習 <input type="checkbox"/> 道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の4の項に掲げる講習
------	--

実車指導の有無	有 ・ 無
---------	-------

講習区分

75歳未満 75歳以上 臨時

改め、同様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第27号様式の5の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第27号様式の7中「第32条の2」を「第32条の3」に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式を第27号様式の9とする。

第27号様式の6中「第32条の2」を「第32条の3」に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に」に改め、同様式を第27号様式の8とする。

第27号様式の5の次に次の2様式を加える。

第27号様式の6（第32条の2関係）

若年運転者講習受講申出書 年 月 日 実施機関 殿 住所 氏名 申出者 氏名 生年月日 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受講したいので申し出ます。													
講習日													
講習場所													
現に受けている運転免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 中型	<input type="checkbox"/> 準中型	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 大型特	<input type="checkbox"/> 大型自二	<input type="checkbox"/> 普通自二	<input type="checkbox"/> 原付特	<input type="checkbox"/> 小型引	<input type="checkbox"/> 大型二	<input type="checkbox"/> 中型二	<input type="checkbox"/> 普通引二	<input type="checkbox"/> 大型特二
備考													
手数料欄													

- 備考 1 実施機関は、受講を申し出る「大分県公安委員会」又は「指定講習機関名及び管理者」とすること。
- 2 通知手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。
- 3 公安委員会に受講を申し出る者は、手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第27号様式の7 (第32条の2関係)

第 号

講習終了証明書

住 所
氏 名
年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証します。

年 月 日

実施機関 印

備考 実施機関は、受講を申し出る「大分県公安委員会」又は「指定講習機関名及び管理者」とすること。

第28号様式の備考中「手数料欄には、大分県収入証紙をはり付ける」を「手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付ける」に改める。
第28号様式の2中「運転免許取得者教育（更新時講習同等）受講申出書」を「運転免許取得者等教育（更新時講習同等）受講申出書」に改める。
第28号様式の3を次のように改める。

第28号様式の3（第33条の3関係）

特定任意高齢者講習受講申出書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住 所
申出者 氏 名
生年月日

道路交通法施行令第37条の6の2第1号に掲げる講習を受講したいので申し出ます。

実車指導の有無 有 ・ 無

講 習 区 分 75歳未満 75歳以上 臨時

講 習 日 年 月 日

講 習 場 所

現に受けている
運転免許の種類

- | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大 型 | <input type="checkbox"/> 中 型 | <input type="checkbox"/> 準 中 型 | <input type="checkbox"/> 普 通 | <input type="checkbox"/> 大 特 | <input type="checkbox"/> 大 自 二 | <input type="checkbox"/> 普 自 二 | <input type="checkbox"/> 原 付 特 | <input type="checkbox"/> 小 牽引 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|

備 考

手 数 料 欄

備考 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第28号様式の4中「第33条の5」を「第33条の4」に、「運転免許取得者教育（高齢者講習同等）受講申出書」を「運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）受講申出書」に改める。
 第28号様式の5を削る。
 第29号様式中「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定申請書」に改め、同様式の備考2中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改める。
 第30号様式中「運転免許取得者教育認定書」を「運転免許取得者等教育認定書」に、「運転免許取得者教育の」を「運転免許取得者等教育の」に改め、同様式の次に次の12様式を加える。

第31号様式 (第34条関係)

運転免許取得者等教育認定取消通知書

年 月 日

名称
所在地

大分県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の32の2第5項の規定による運転免許取得者等教育の認定の取消しをしたので通知します。

理 由	
-----	--

(教示)
この処分が不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に大分県を被告として(代表者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第32号様式 (第34条関係)

運転免許取得者等教育変更届出書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

変更する事項	変更前	
	変更後	

備考 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

第33号様式（第34条の2関係）

第34号様式（第34条の2関係）

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）指定申請書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

第 号

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）指定書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定する。

年 月 日

大分県公安委員会 印

第35号様式 (第34条の2関係)

運転免許取得者等教育 (高齢者講習同等) 指定取消通知書	
名称 所在地	大分県公安委員会 印
年 月 日	
次の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。	
指定番号	
理由	
(教示) この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に大分県を被告として(代表者は大分県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

第36号様式 (第34条の3関係)

運転免許取得者等検査認定申請書	
大分県公安委員会 殿	住所 申請者 氏名
認定を受けようとする者の住所及び氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
施設の名称及び所在地	
課程の区分及び名称	
開始年月日	

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 2 課程の区分は、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条各号のうち、該当する号を記載すること。

第37号様式（第34条の3関係）

運転免許取得者等検査認定書	
指合（ ）第	号
年 月	日
殿	
大分県公安委員会 印	
下記の運転免許取得者等検査の課程が道路交通法第108条の32の3第1項各号に適合していることを認定する。	
記	
施設の名称及び所在地	
課程の区分及び名称	

第38号様式（第34条の3関係）

運転免許取得者等検査認定取消通知書	
年 月 日	
名称所在地	
大分県公安委員会 印	
次の理由により、道路交通法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第5項の規定による運転免許取得者等教育の認定の取消しをしたので通知します。	
理由	
(教示) この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に大分県公安委員会に対して審査請求をすることが出来ます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。） 処分の取消しの訴えを提起することも出来ます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することが出来ます。	

第39号様式 (第34条の3関係)

運転免許取得者等検査変更届出書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

備考 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

令和四年五月十三日

第40号様式 (第34条の4関係)

運転免許取得者等検査指定申請書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項 第4号の規定による同規則第1条 第1号 第2号 に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

大分県報号外 (公安委規則)

一五

第41号様式（第34条の4関係）

第 号	運転免許取得者等検査指定書
名 称	
所在地	
第1号	第1項
第2号	第4号の規定により、 同規則第1条 第2号 に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる 者として指定する。
年 月 日	
大分県公安委員会 印	

第42号様式（第34条の4関係）

運転免許取得者等検査指定取消通知書	
年 月 日	
名 称	
所在地	大分県公安委員会 印
次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項 第4号の規定による指定を取り消したので通知する。	
指定番号	
理 由	
(教示) この処分不服があるときは、この処分があつた日の翌日から起算して3か月以内に大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年五月十三日

大分県報号外（公安委規則）